

## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

|           |  |        |         |
|-----------|--|--------|---------|
| 附属機関等の名称  | 令和5(2023)年度みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議  |        |         |
| 開催日時      | ※書面開催<br>審議の日程<br>令和6(2024)年1月24日(水)から<br>令和6(2024)年2月6日(火)まで  |        |         |
| 開催場所      | -  |        |         |
| 出席者       | (資料送付先)<br>委員 酒井武司(みよし市区長会代表)<br>小野田浩久(みよし市区長会代表)<br>廣澤秀徳(みよし市区長会代表)<br>松井志夫(みよし市区長会代表)<br>梅川小夜子(みよし市民生児童委員協議会代表)<br>鰐部兼道(みよし商工会代表)<br>酒井喜市(みよし市社会福祉協議会代表)<br>富樫佐智子(みよし市文化協会代表)<br>清田由雅(みよし市スポーツ協会代表)<br>鈴木喜子(いきいきクラブみよし連合会代表)<br>三田英勝(愛知中央青年会議所代表)<br>清水素子(みよし市教育委員会代表)<br>岩田信男(みよし市農業委員会代表)<br>新谷千晶(NPO法人代表) |        |         |
| 次回開催予定日   | -  |        |         |
| 問合せ先      | 協働推進課<br>電話 0561-32-8025<br>ファクシ 0561-32-2165<br>メール kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp  |        |         |
| 下欄に掲載するもの | ・議事録全文<br>・議事録要約<br>・書面開催結果  | 要約した理由 | 書面開催のため |
| 審議経過      | 令和6(2024)年1月23日付けで委員に資料を送付し、令和6(2024)年2月6日(火)を期限とし、意見を聴取した。<br><br>協議事項<br>1 協議事項<br>(1) みよし市自治基本条例の見直し検討や関係性の検証(案)について<br><br>【意見の聴取結果】<br>令和6(2024)年2月6日(火)を期限として回答書が提出され、別紙のとおり取りまとめを行った  |        |         |

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | ※書面開催<br>審議の日程<br>令和6(2024)年1月24日(水)から令和6(2024)年2月6日(火)まで |
| 場 所 | —   |
| 次 第 | 協議事項<br>みよし市自治基本条例の見直し検討や関係性の検証(案)について                    |

### 協議事項

#### みよし市自治基本条例の見直し検討や関係性の検証(案)について

委員全員から、書面により「承認する」との回答があったことから、みよし市自治基本条例の見直し検討や関係性の検証(案)について、承認されました。

いただいた主な御意見等(記号等表記統一のほかは、原文のまま掲載)

#### ○資料1の自治基本条例の構成中、【基本理念】の記載内容について

〔資料3 みよし市自治基本条例〔各条の解説〕P4〕

1意見 現在も今後も社会状況の変化は大きいと考えますが、このような状況の中では、一つひとつの変化に対応するのではなく、どんな状況の中でも守るべき考え方をシンプルに明確にしておくべきだと考えます。現在の自治基本条例はシンプルな、守るべき考えであると考えます。今回の見直しの進め方について、承認します。

資料1. みよし市自治基本条例概要の中の第一章 総則【基本理念】の文章について修正をお願いします。資料1では、市民憲章を尊重としか記入してありませんが、それ以降の「市民の一人ひとりが主体的に考え、自らの責任において行動し、市民、議会及び執行機関が相互に補完しつつ協働して、市民自治のまちづくりをめざす」ということだと考えます。

1回答 御指摘ありがとうございます。自治基本条例の基本的考えは、市民はまちづくりの主役であり、自ら考え、行動し、決定していくことによりまちづくりを進めていく市民自治を目指していくものであり、基本理念に市民の参画と協働は欠かせないものであります。今回いただきました御意見を参考に「市民憲章を尊重」から「市民の参画と協働による市民自治のまちづくり」に改めさせていただきます。

#### ○資料2の2 SDGs(持続可能な開発目標)の解説変更(ジェンダー平等)に関する該当箇所について

〔資料2 P4~P6、資料3 みよし市自治基本条例〔各条の解説〕P5、P6、P15〕

2意見 SDGsの環境に関する目標については、他の自治体との連携、協力が必要で合理的と感じますが、ジェンダー平等については、第6条の市民の権利の方が適当ではないかと感じました。

**2 回答** ジェンダー平等についての記載をどの項目に載せるかは、みよし市自治基本条例推進委員会（庁内部長級職員で組織）の中でもいろいろと意見が出て、検討された事項でございました。

みよし市自治基本条例の目的は、自立した地域社会を実現するために本市における自治に関する基本的な事項を定め、市民による自治の確立を図ることとしています。

憲法や地方自治法で定める権利のほか、自治基本条例においても第6条で市民の権利を定めています。現在、世界規模で進めているSDGs（持続可能な開発目標）は行政だけで解決できるものではなく、地域の自主的・主体的な「まちづくり」への参画が大きく必要とされるものであるため、第5条の基本原則の解説中「参画」の箇所にジェンダー平等も含め「人種や国籍、性別、障がいの有無等の様々な違いにかかわらず、地域社会を構成する多様な市民が共同して・・・」の記載を追加することとしました。

こうした基本原則を担保する上で、第23条の解説において、SDGs（持続可能な開発目標）は、世界全体で課題解決を目指す目標であり非常に多岐に渡るものであるため、SDGsで掲げる共通の課題を例示として記載させていただき、他の自治体と連携の中で解決すべきものとして取り上げさせていただきましたので、よろしくお願いします。

### ○自治基本条例や「みよしらしさ」について

**3 意見** 自治基本条例で要となる「市民自治のまちづくり（市民の主体的なまちづくりの推進・市民による自治の確立）」「市民は、まちづくりの主役として、市政への参画と協働を推進」「市民は、まちづくりの主役であることを自覚」「自助（家庭解決）・共助（地域解決）・公助（市役所解決）」について、行政区執務を通して見えてきたのは、区民（市民）に前述の条例内容の認識がほとんど希薄、特に「市政への参画・協働」「共助」の意識が感じられません。市民への「自治基本条例」の浸透を促す施策（プロバガンダ）を継続的に行う必要があると思われれます。

「みよしらしら」という言葉について、他に参画している委員会でも議論になりますが、市民の趨勢的な認識が無く千差万別で、明解な定義や特徴を語れる方が皆無です。

「京都らしさ」「飛騨（高山）らしさ」「白川郷らしさ」「横浜らしさ」「神戸らしさ」「富良野らしさ」などなど、文化や産業、風景や地の利、歴史などの特徴を活かし、官民総合力での市内外・国内外への継続的なPRの結果です。

「みよしらしさ」を市民が語れるようになれば、前述の自治基本条例の「市政への参画・協働」「共助」の意識が高揚するようになります。皆で「みよしらしさ」を整理構築しましょう。

**3 回答** 貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

自治基本条例は、自立した地域社会を実現するために、自治の基本事項を定め、市民による自治の確立を図ることを目的としています。そのために、市民の市政への参画と協働は欠かせない原則であり、基本的な理念となっています。市民の参画と協働による市民自治のまちづくりを進めるためには、市民に対する「自治基本条例」の浸透は何よりも必要であり、今後の課題でもあります。また、住民自治並びに市民の参画と協働の精神が謳われている市民憲章の周知もあわせて必要であり、現在市内中学校の生徒の皆さんにPR事業の一環として、動画や紙芝居の作成を通して、市民憲章について考え、身近に感じてもらう事業を展開しています。

さらに、みよしの魅力を紹介するシティプロモーション事業にも取り組んでおり、令和5（2023）年度からは、東海学園大学の学生との協働事業により、みよし市魅力発見ガイドブック作成、シティプロモーション動画の作成検討、令和4（2022）年度実施のカリヨンハウスイルミネーションデザ

イン案検討、SDGs フォト&絵画コンテストなどを実施することで、市民がみよしの魅力について改めて認識し、地元の愛着や誇りの醸成と市民参画によるまちづくりの促進を図っていききたいと考えておりますので、今後もよろしくお願いいたします。